



平成20年3月13日

各 位

会社名	株式会社加ト吉
代表者名	取締役社長 金森哲治
(コード番号：2873 東証第一部・大証第一部)	
問合せ先	
責任役職名	常務執行役員
氏名	梶田宜彦
	(TEL 03-5547-2400)

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成20年2月15日付「定款の一部変更等に関するお知らせ並びに臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日並びに付議議案決定に関するお知らせ」（以下「平成20年2月15日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について、臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成20年2月15日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下総称して「本定款の一部変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、かかる種類株式として、以下の本議案の定款変更案に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を設ける。
- ② 上記①による一部変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設する（なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。

③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による一部変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって、株主様（当社を除きます。以下同様といたします。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、各株主様に対して、取得対価として A 種種類株式を交付する。

2. 当社定款の一部変更（本定款の一部変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款の一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。本定款の一部変更等の②は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案にかかる定款変更の内容は、平成20年2月15日付当社プレスリリースの定款一部変更 A にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更 B にかかる変更の内容のとおりです。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款の一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款の一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成20年4月18日（金）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款の一部変更等のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年2月15日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171 条ならびに本定款一部変更等のうち①及び②による一部変更後の当社定款に基づき、当社が株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①による定款変更に基づき新たに発行することが可能になる当社 A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.0000000988 株の割合をもって交付するものです。この際に、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力が生ずることを条件として、平成20年4月18日（金）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得（本定款の一部変更等のうち③）の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等の①によって設けられる当社A種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき0.0000000988株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。）は、取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券を所有の方はその株券を株券提出期間（平成20年3月14日（金）から平成20年4月18日（金）まで）内にご提出下さいますようお願いいたします。

また、株主様に対して交付される当社A種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をJ Tに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に金710円（J Tが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程

本臨時株主総会後に開催された当社臨時取締役会にて、全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日を、平成20年4月17日（木）と決議いたしました。

今後の日程（予定）は、以下のとおりです。

株主総会決議通知兼株券提出関係書類の発送	3月13日（木）
定款変更に関する公告（全部取得条項設定に関する事項）及び全部取得条項付普通株式取得に伴う株券提出公告 （株券提出期間：平成20年3月14日から平成20年4月18日まで）	3月14日（金）
整理銘柄への指定（予定）	3月14日（金）

全部取得条項付普通株式を取得する株主の基準日設定公告	4月 2日 (水)
当社普通株式にかかる株券の売買最終日 (予定)	4月11日 (金)
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日 (予定)	4月14日 (月)
全部取得条項付普通株式の取得の基準日	4月17日 (木)
全部取得条項付普通株式の全部取得及びA種種類株式交付の効力発生日	4月18日 (金)

なお、端数株式の処分代金のお支払いは、平成20年6月下旬以降となる見込みです。

[※ 上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所において取引することはできません。なお、全部取得条項付普通株式の株主様に対して当社が交付するA種種類株式については、東京証券取引所に対する上場申請は行いません。]

4. 当社定款一部変更の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款の一部変更等①ないし③及び本種類株主総会が原案とおりに可決されますと、必要な手続を経て、当社はJ Tの完全子会社となります。この場合、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことから、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。本臨時株主総会第4号議案にかかる定款変更の内容は、平成20年2月15日付当社プレスリリースの4. 定款一部変更にかかる変更の内容のとおりであります。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更の効力は、本定款の一部変更等の本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。なお、本定款一部変更にともない、3月31日が定時株主総会の議決権の基準日となる条項は削除されました。

以上